新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

引表第1(病障	· 院)			別表第1(病	院)		
市区町村名	病院の名称	所 右	E 地	市区町村名	病院の名称	所 在	地
(略)		•		(略)		•	
魚沼市	国民健康保険魚沼市	魚沼市堀	之内431	魚沼市	国民健康保険魚沼市	魚沼市堀之	内431
	立堀之内病院	5			立堀之内病院	5	
					県立小出病院	魚沼市日渡	新田
						34	
	ほんだ病院	魚沼市原	包野433		ほんだ病院	魚沼市原虫	野433
		- 3				- 3	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)				(略)			
(略)				(略)			
	人ホーム)			(略) 別表第2(老	た人ホーム)		
	人ホーム) 老人ホームの名称	所 右	E 地			所 在	地
引表第2(老		所 右	王 地	別表第2(老		所 在	地
引表第2(老 市区町村名 (略)		所 右	E 地	別表第2(老市区町村名		所 在	地
引表第2(老 市区町村名 (略)	老人ホームの名称	1		別表第2(老 市区町村名 (略)	老人ホームの名称		
引表第2(老 市区町村名 (略)	老人ホームの名称 (略)	(略) 上越市吉	川区原	別表第2(老 市区町村名 (略)	老人ホームの名称(略)	(略) 上越市吉川	区原
引表第2(老 市区町村名 (略)	老人ホームの名称 (略) 特別養護老人ホーム	(略) 上越市吉	 番地1	別表第2(老 市区町村名 (略)	老人ホームの名称 (略) 特別養護老人ホーム	(略) 上越市吉川	区原
引表第2(老 市区町村名	老人ホームの名称 (略) 特別養護老人ホーム ほほ笑よしかわの里	(略) 上越市吉 之町1819	 	別表第2(老 市区町村名 (略)	老人ホームの名称 (略) 特別養護老人ホーム	(略) 上越市吉川	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。